

日本 NP 協議会規約
Japanese Nurse Practitioner Association (JNPA)

(名称)

第1条 この会、日本 NP 協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、わが国における質の高い NP(当面、診療看護師と呼ぶ)養成を目指し、NP（診療看護師）の医療制度上の役割、身分等を検討し、制度化に向けた必要な事項を決定し、NP（診療看護師）に対する社会の理解の促進を図ることを目的とする。

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) NP（診療看護師）教育の標準化に向けた活動
- (2) NP（診療看護師）の制度化に向けた活動
- (3) NP（診療看護師）の社会的評価に関する活動
- (4) NP（診療看護師）に関する広報活動
- (5) その他、協議会の目的に必要な活動

(組織)

第4条 協議会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(正会員)

第5条 正会員は、協議会の目的に賛同する個人又は組織で、会員会の承認を得たものとする。

2 正会員は、会員会に出席し、議決権を行使することができる。

(賛助会員)

第6条 賛助会員は、協議会の目的に賛同する個人又は組織で、会員会の承認を得たものとする。

(会員会)

第7条 会員会は正会員をもって構成する。

(役員)

第8条 協議会に役員として会長1名、副会長2名（1名は会長と異なる医療職種とする）及び監事若干名を置く。

2 会長、副会長及び監事は、正会員の互選により選出する。

3 役員任期は1年とし、再任をさまたげない。

(役員職務)

第9条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐する。

3 監事は会務及び会計を監査する。

(会議)

第10条 会長は、必要に応じ会員会を招集するものとする。

- 2 会員会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会員会は、正会員の過半数が出席又は委任状を提出しなければ、会議を開き議決することができない。
- 4 会員会の議事は、出席した正会員（会長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認める場合には、会員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。
（委員会等）

第11条 協議会に、特定の課題に関し調査分析、企画・立案等を行うため、委員会又はワーキンググループを置く。

- 2 委員会及びワーキンググループに関し必要な事項は、会員会の議を経て会長が別に定める。
（事務局）

第12条 協議会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局は、原則として会長が所属する組織に置く。
（経費）

第13条 協議会の目的を達成するための活動に必要な経費は、その都度会員会の議を経て会長が別に定める。

（その他）

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会員会の議を経て会長が別に定める。

附則

この規約は、平成21年10月1日から施行する。